

令和4年度 まちづくりセンター 職員研修会

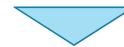
日時：令和4年7月12日（火） 10:00～11:30

会場：市役所本庁4階 講堂

「協働」とは…

市民（地域）と「協働」してるなあ
と思う事業を一つ思い浮かべてください。

（相談なし）



付箋に記入（メモ）してください。（3分）

2

協働による持続可能なまちづくり

（1）浜田市協働のまちづくり推進条例（令和3年4月1日施行）

- 「基本的な理念」や「市民等と市の役割」

（2）第2次浜田市総合振興計画後期基本計画

（令和3年12月策定）

- 基本方針・まちづくりの大綱

（3）浜田市協働のまちづくり推進計画（令和4年2月策定）

- 「協働」に関する基本的な考え方・推進施策

浜田市協働のまちづくり推進計画 ①

令和4年2月策定

浜田市協働の
まちづくり推進計画



◇ 策定の趣旨

「浜田市協働のまちづくり推進条例」（以下、「条例」）の**基本理念**の実現を目指し、実践するため、「協働」に関する基本的な考え方や推進施策を示すもの

◇ 計画の位置付け

条例及び第2次浜田市総合振興計画の基本理念の一つである「協働による持続可能なまちづくり」の考え方に基づくもの

- 計画に掲げる協働の理念及び具体的な取組により、浜田市総合振興計画の実効性を高め、協働のまちづくりを推進する。

◇ 計画の期間

令和4年度（2022年度）から
令和7年度（2025年度）までの4年間

浜田市協働のまちづくり推進計画 ②

«浜田市協働のまちづくり検討部会»

検討する機関として、総合振興計画審議会に「専門部会」設置

行政だけでは
つくれない

«市民等・市職員意識調査»（令和3年10月及び12月）

市民や団体の皆様の「協働のまちづくり」に対する考え方や意見等をアンケート調査し、推進計画に反映

- ◇ 市民
- ◇ 町内会・自治会
- ◇ 地区まちづくり推進委員会
- ◇ NPO法人
- ◇ 浜田商工会議所、石央商工会、JAしまね浜田支店、JFしまね浜田支所
- ◇ 高等教育機関（島根県立大学、リハビリテーションカレッジ島根ほか）
- ◇ 市職員
- ◇ まちづくりセンター

行政だけでは
わからない

関係する人たちの考え方や意見を聴いて一緒につくる

5

「まちづくり」ってなに？

市民等（市民、事業者、まちづくり活動団体）が地域の活動に参画し、自分たちが暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。（条例第2条第1項第1号）

〔逐条解説〕

地域社会と関りのある様々な主体が、地域をより暮らしやすい環境にして行こうとする社会活動のことです。

※社会活動：社会への奉仕を主な目的として行われる活動。

営利企業が利益の追求ではなく公益のために行う活動などを指すことが多い。
引用：「実用日本語表現辞典」

浜田市協働のまちづくり推進条例 ①

（基本理念）

第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進しなければならない。

- (1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。
- (2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。
- (3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。
- (4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

6

協働ってなに？ ①

共同 （同じ場所で）一緒に作業すること

協同 同じような立場の者が同じ目標の達成に向けて協力すること

協働 市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動すること（条例第2条第1項第1号）

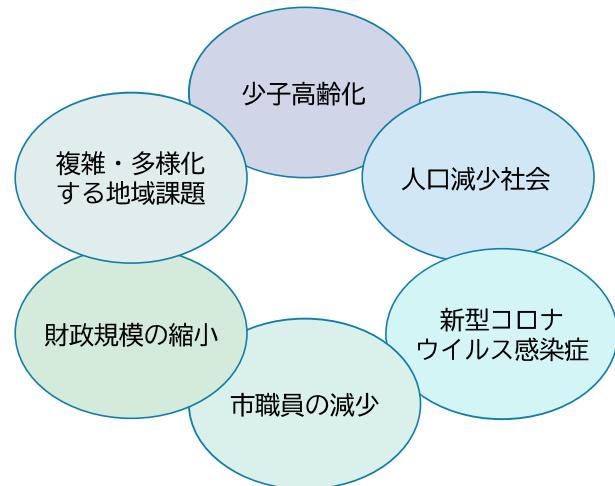
〔逐条解説〕

市民と市、まちづくり活動団体と市など、複数の主体が対等な立場で連携、協力し、同じ目的のために共に考え、共に行動することを指します。

8

なぜ「協働」が必要なの？

まちづくりの現状と課題



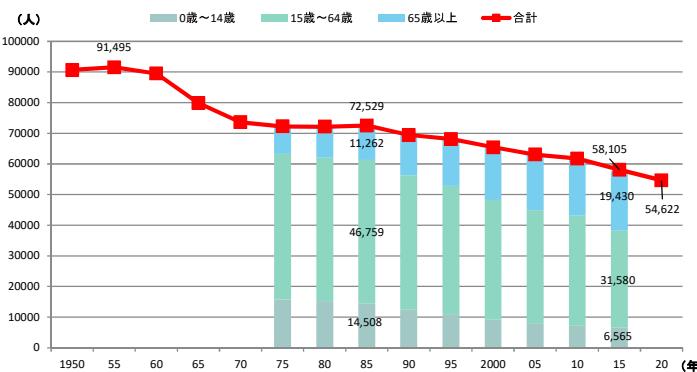
9

急速に進む少子高齢化・人口減少社会 ①

浜田市では、昭和30年（1955）の91,495人をピークに、減少傾向が続く。

令和4年7月1日現在で50,961人と、約66年でおよそ40,000人（44%）も減少し

浜田市人口の推移



10

急速に進む少子高齢化・人口減少社会 ②

高齢化率は37.6%と3人に1人以上の市民が65歳以上という現状

■浜田市の高齢化率

R3.12.1現在

地域	人口				高齢化率			
	総人口	15～64歳	65歳以上	75歳以上	85歳以上	65歳以上	75歳以上	85歳以上
浜田	38,197人	20,284人	13,501人	7,230人	2,868人	35.3%	18.9%	7.5%
金城	4,001人	1,873人	1,686人	863人	390人	42.1%	21.6%	9.7%
旭	2,593人	1,174人	1,116人	653人	323人	43.0%	25.2%	12.5%
弥栄	1,163人	476人	600人	356人	189人	51.6%	30.6%	16.3%
三隅	5,696人	2,647人	2,497人	1,377人	599人	43.8%	24.2%	10.5%
合計	51,650人	26,454人	19,400人	10,479人	4,369人	37.6%	20.3%	8.5%

※85歳以上人口と15～64歳人口の比率

・85歳以上の者1人に対して、およそ6人の現役世代という比率

→ 2035年（令和17年）は、85歳以上の者1人に対して、およそ4人の現役世代（推計）

11

急速に進む少子高齢化・人口減少社会 ③

【浜田市】

出生数 昭和30（1955）年をピークに年々減少。

→ 令和2（2020）年にはピーク時の5分の1まで減少。

死亡数 平成2（1990）年までは減少傾向。

→ その後増加傾向に転じる。

その結果、平成2（1990）年から平成7（1995）年の間に、
死亡数が出生数を上回り、現在に至るまで自然減の状態。

合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの平均数）

平成10（1998）年以降は概ね1.6程度で推移。

→ 直近の数値では1.77まで改善。

しかし、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染拡大の影響から、
出生数が大幅に落ち込んでおり、数年はその影響がある。

12

新型コロナウィルス感染症への対応

新型コロナウィルス感染症の拡大

外出等の自粛

「集う」ことが
困難

地域のつながりや人とのつながりを絶やすいために
このような状況の中でもできる「新たなつながりのかたち」
新しい地域活動のかたち

例) I C T技術の活用やオンラインの導入等

→ 時間や場所などにとらわれない暮らしや働き方も選択肢の一つ

13

10年後の職員数 ①

※定員適正化計画からの推計値

定員適正化計画における目標とする職員数

■定員適正化の目標値(消防職を除く職員)

平成30年4月1日職員数	A	551人
令和10年 //	B	463人
削減職員数(目標値)	C(B-A)	△88人

令和3年度職員数504人 → 10年後 令和13年度 463人

職員数が減るから協働？？

15

10年後の職員数 ①

※定員適正化計画から抜粋

年度別退職者数の推移（職種別）

職区分	人数	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	合計
行政職	414	△20	△13	△12	△12	△10	△9	△5	△7	△14	△13	△115
土木技師	40	△4	△6	△1	△1		△1				△1	△14
建築技師	8		△1									△1
医療技術職	5											△1 △1
保健師	24	△1	△1		△1	△2	△1	△1			△1	△8
看護師	6		△3									△3
幼稚園教諭	10					△1	△1	△1			△1	△4
医師	2				△1							△1
水道技師	15	△2			△1			△1	△1	△2	△1	△8
技術労務職	24	△1	△3	△1	△4	△4	△1		△2	△1	△1	△18
計	548	△28	△27	△14	△20	△17	△13	△8	△10	△17	△19	△173

※任期付き職員を除く。

14

浜田市の財政状況

※令和2年度中期財政計画から抜粋

【第2表 収支・基金内訳】

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
歳入総額	億円									
正味の歳入総額*	471	378	376	346	347	339	338	324	315	313
歳出総額	億円									
正味の歳出総額*	471	378	376	346	347	339	337	323	313	311
歳入歳出差額	億円									
正味の歳入歳出差額	1	△5	△3	5	1	0	1	1	1	0
基金年度末現在高(普通会計)	億円									
財政調整基金	150	131	114	114	111	108	104	102	98	94
減債基金	42	37	34	39	39	37	35	35	35	35
まちづくり振興基金	37	28	20	22	22	23	21	21	22	22
ふるさと応援基金	27	24	23	21	19	17	16	16	16	16
その他基金	19	20	19	15	14	13	10	9	5	0

お金がないから協働？？

16

複雑・多様化する地域課題

高齢化・人口減少、自然災害、地域犯罪、
子育て、環境保全、一人暮らし高齢世帯 . . .

難しい問題の増加

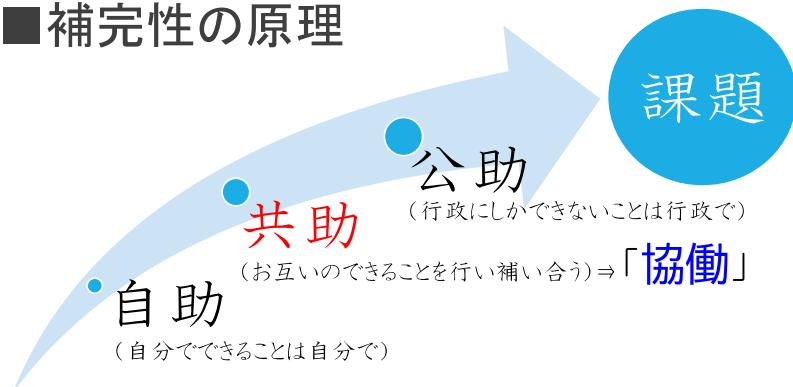


行政だけ
市民だけ では対応(解決)できない課題

17

共助の拡大を目指す方向に

■補完性の原理



- 「自助」「公助」だけで解決できる課題には限界がある
- 「公助」を拡大しなければ、地域と行政は疲弊してしまい、
いずれ限界がくる

19

ますます深刻な問題に



- 人口の減少
- 少子化・高齢化の進行

- 産業の担い手不足
- 地域の担い手不足

- 税収・交付金の減少
- 公共的サービスや財政負担の拡大

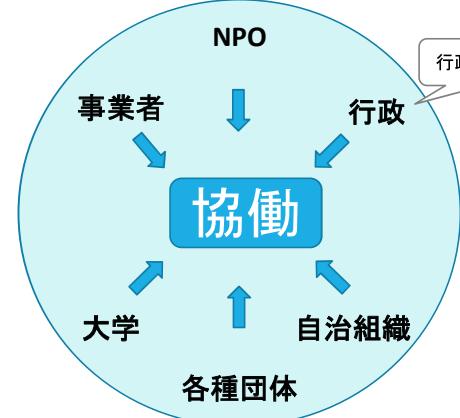
- 複雑、多様化する地域の課題

18

協働による持続可能なまちづくり

公共サービス ≠ 行政サービス

↳ 公共サービスの一部を
行政サービスとして行っている



20

「協働」は英語で …

Collaboration 「協力・共同制作」

Co (共に) + labor (働く)

Partnership 「協力関係」

Part (一部)

※それぞれが一部であって、自分達では完璧にできないということ（弱み）を認め合い、補い合うことで実現できる。
※得意を持ち寄ることで、より良い成果（結果）が得られる。

21

協働による課題解決（事例）

買い物支援

- ・移動販売事業者が出張販売
- ・地区まちづくり推進委員会（町内会等）が住民に案内（利用促進）
- ・企業が駐車場などの場所を提供
- ・民生委員、生活支援コーディネーター等が生活上のニーズを聴き取り

→ サービスの充実 → 採算維持



地域全体で買い物支援を行う。
(買い物できる環境を守る。)

23

浜田市協働のまちづくり推進条例 ① (再掲)

（基本理念）

- 第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進しなければならない。
- (1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。
 - (2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。
 - (3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。
 - (4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

〔逐条解説〕

これまで地域が主体となっていた地域課題への取組や、行政が主体となっていた施策の進め方を見直し、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれ主役であることを自覚して、お互いを尊重し助け合いながら、それが持つ特性や得意分野を持ち寄って、連携、協力することにより、一体的なまちづくりを進めていくとするものです。

地域だけ市だけでなく、他の主体も一緒になってまちづくりを進めることは、これまで個々では対応できなかった課題に取り組むことを可能にし、市民サービスの更なる向上につながるものと考えます。

→ 補完する

22

浜田市協働のまちづくり推進条例 ②

（市民等の権利）

第4条 市民等は、まちづくりに参画し、意見を述べる権利を有する。

2 市民等は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができる考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。

2 市民等は、まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。

24

浜田市協働のまちづくり推進条例 ③

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて

自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。

役割
分担

2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに

市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。

信頼関係
構築

3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え方

意見等を把握し、まちづくりに反映するよう努めるものとする。

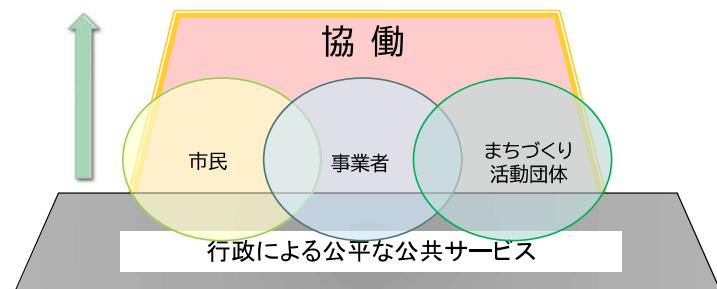
ニーズ
把握

参画（協働）しやすい環境・関係

25

「協働」すると何がいいの？

市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">様々な意見を取り入れことができ、地域実態や課題、ニーズに合った公共サービスを提供することができます。幅広いニーズを反映させることでより良い成果が生まれ、市民等に提供するサービスの向上につながります。
まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">協働を推進することで、まちづくりに参画する市民等が増えることが期待されます。自ら地域について考え、実践する市民等が増えることで、本市における住民自治が促進され、魅力のあるまちづくりが実現できます。
新たな視点と実現可能性の向上	<ul style="list-style-type: none">市民等の新しい発想やそれぞれの専門性を活かすことで、新たな事業に発展し、より良い成果が期待できます。市だけでは実現できなかった事業の実現の可能性が向上します。



27

浜田市協働のまちづくり推進計画 ③

協働のまちづくりを推進するために、市民意識調査の結果や本市の現状を踏まえて、以下の4つの基本方針を設定し、方針ごとに取組の方向性を定め施策を実施

全ての人が一体となつた持続可能な元気な浜田	基本方針	取組の方向性
	I 協働の意識づくりと主体的なまちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none">1 理念の共有2 人材の育成支援3 情報発信、共有の推進4 若い世代が参加しやすい機会づくり5 職員の意識向上
	II 活動基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">1 活動体制の整備2 活動拠点の整備3 情報共有機会の創出
	III 地域自治の強化	<ul style="list-style-type: none">1 組織力の強化及び地区まちづくり推進委員会の組織化支援2 活動資金の確保、充実の支援3 まちづくりセンター機能の充実・強化及びまちづくりコーディネーターによる支援
	IV 協働の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">1 協働推進体制の整備2 市民参画機会の確保3 地域資源や課題の共有

26

協働で取り組む際の共通認識

協働するパートナー間の共通認識を次のとおり定めます。（協働のまちづくり推進計画）

目的の共有	市民等と市は、達成しようとする目的を共有し、お互いの役割や責任分担を明らかにすることが大切です。
相互理解	協働を実施するに当たっては、市民等と市は相手の特徴や違い、それぞれの立場を理解するよう努めることが不可欠です。
相互変革	相手を理解した上で、目的を達成するために、もっと良い考え方や方法がある場合には、柔軟に対応することが大切です。 これまでの手法に固執することなく、お互いの影響によって、双方がより良く変わることを受け入れる姿勢を持つ必要があります。
対等性の確保	協働を実施するに当たっては、市民等と市は対等の関係を築くことによって、活発で建設的な意見交換が可能になります。
自主性・自立性の尊重	協働を実施するに当たっては、市民等と市はお互いの自主性を尊重しなければなりません。 また、相互が依存関係に陥らないよう留意し、自立性を確立できる方向で実施することが大切です。
情報共有と検証の実施	市民等と市は、情報を共有しながら協働を進める必要があります。 また、この計画に示した共通認識の基で協働が行われているかを検証してその結果を公表し、透明性を確保することが必要です。

28

浜田市協働のまちづくり推進条例 ① (再々掲)

(基本理念)

- 第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進しなければならない。
- (1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。
 - (2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。
 - (3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。
 - (4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

〔逐条解説〕

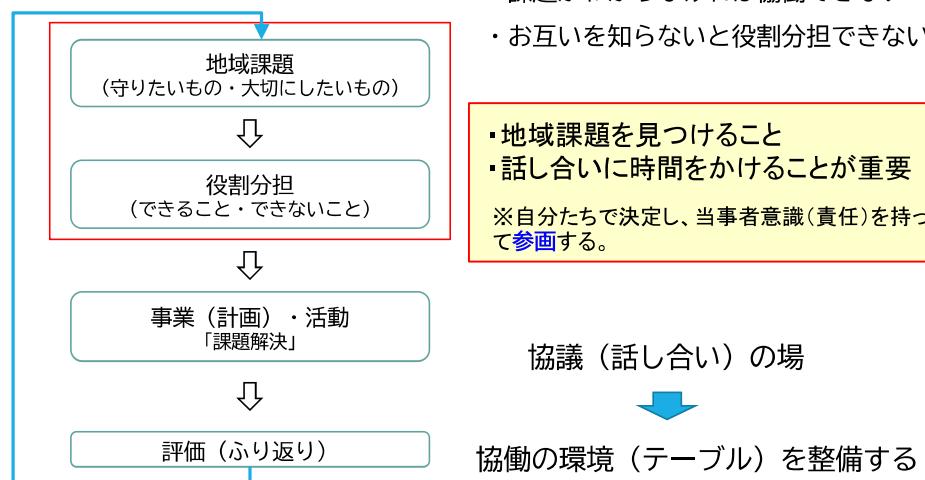
これまで地域が主体となっていた地域課題への取組や、行政が主体となっていた施策の進め方を見直し、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれ主役であることを自覚して、お互いを尊重し助け合いながら、それが持つ特性や得意分野を持ち寄って、連携・協力することにより、一体的なまちづくりを進めていくとするものです。

地域だけ市だけでなく、他の主体も一緒になってまちづくりを進めることは、これまで個々では対応できなかった課題に取り組むことを可能にし、市民サービスの更なる向上につながるものと考えます。

→ 補完する

29

プロセスとしての協働



31

協働とは？

一緒に何か（事業・活動）をやる事が目的ではない！ → 手段

協働することが目的ではなく、プロセスが大事



「何をやるか（事業・活動）」ではなく、

事業や活動を「どのように進めるか」

→ 市民（相手）の力をいかに活かすか（育てるか）

手段（プロセス）が育む「地域力」

30

新しいまちづくり組織のかたち

今後、地域活動を行う（地域を維持していく）ためには、
地域内の多種・多様な人（団体）や能力（ノウハウ）を集めさせ、
持続可能な「まちづくり組織」が必要。



まちづくり組織は地域活動の基盤

今後、地域活動の基盤がない地域が取り残されていく懸念がある。

「住民自治能力の向上」

32

地区まちづくり推進委員会 ①

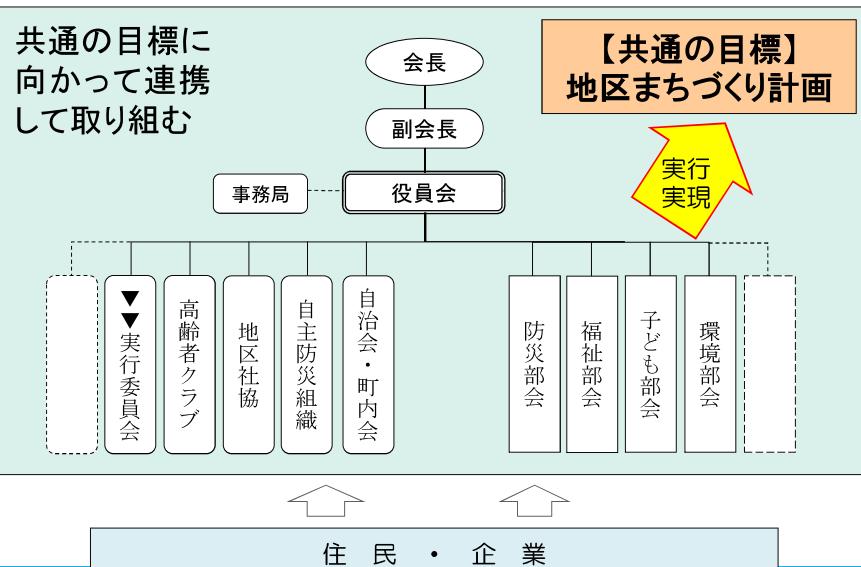
地区の課題の解決や活性化を図るための組織として、市長が認定したもの

(協働のまちづくり推進条例第2条第1項第5号)

まちづくりセンター（旧公民館）や小学校区等の範囲における様々な活動主体のネットワーク化を図り、一つの町内だけでは対応が難しい地域課題の解決や地域の活性化を図る住民自治の組織・枠組み

33

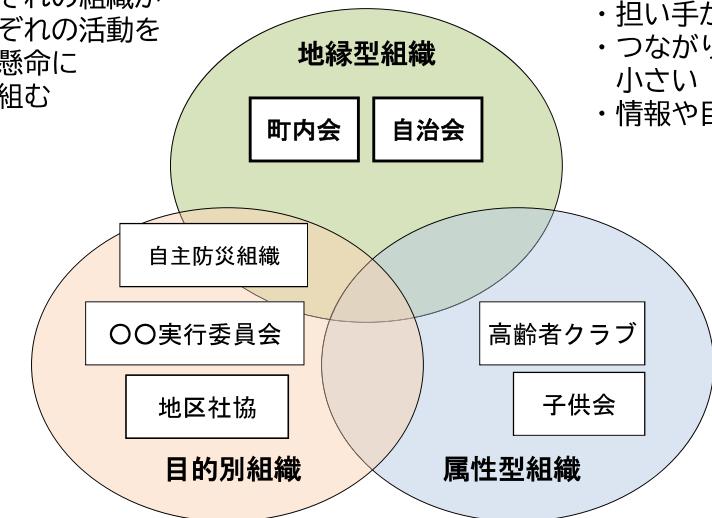
地区まちづくり推進委員会のイメージ ①



35

今までのまちづくりのイメージ

それぞれの組織が
それぞれの活動を
一生懸命に
取り組む



- 【課題】**
- ・担い手が同じ人
 - ・つながり、連携が小さい
 - ・情報や目標の共有等々

34

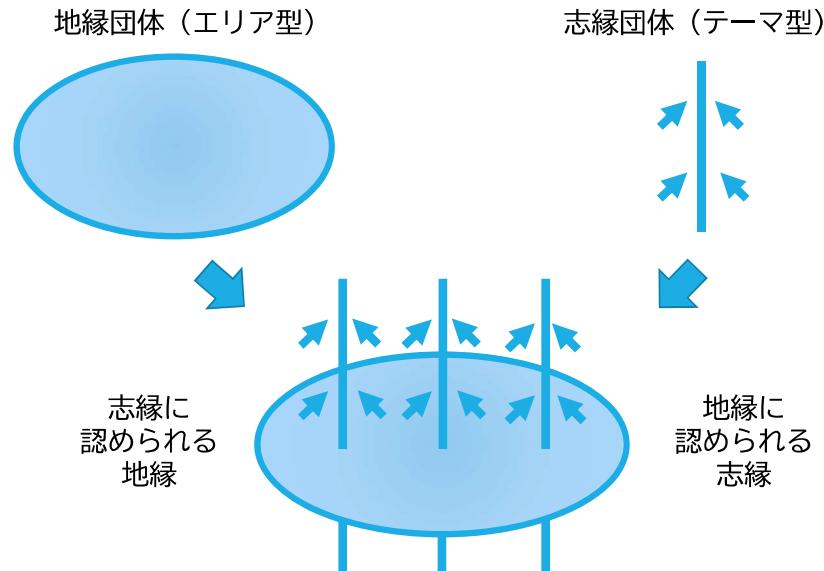
地縁団体(エリア型)と志縁団体(テーマ型)

それぞれの強みと弱み

	地縁団体(エリア型) 自治会、町内会、行政区、集落	志縁団体(テーマ型) ボランティア団体、NPO、市民活動団体(〇〇会)
強み	<ul style="list-style-type: none">・大半の住民へのアクセス力(情報伝達機能)・日々の暮らしとのつながり・全体の合意に基づく安定性・多彩な構成員・行政とのパイプの強さ	<ul style="list-style-type: none">・意欲を持った人々の結集・共通の関心・専門的な知見／ノウハウ・機動的な行動・地域を超えたネットワーク力
弱み	<ul style="list-style-type: none">・多様な立場／関心／利害の違いを内包・合意形成に時間・結集力(加入率)の低下	<ul style="list-style-type: none">・自発性は揮発性・不安定・一部の専門家(見方によっては「オタク」)に閉じた活動

36

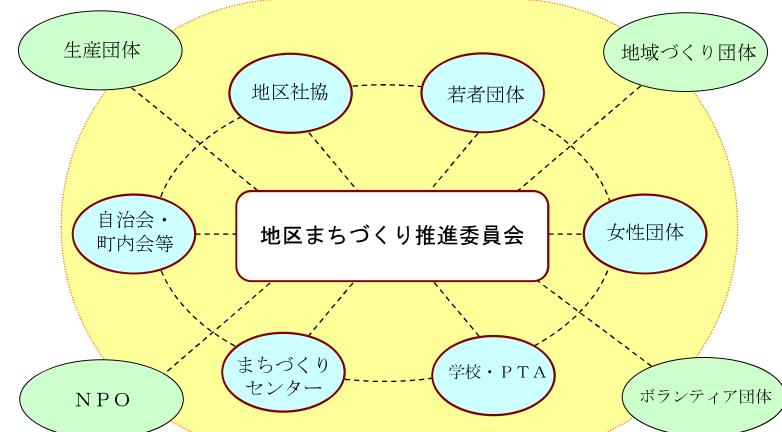
地域自治組織の経営



37

地区まちづくり推進委員会のイメージ ②

理想形：地域にある様々な団体等のネットワーク体



38

地区まちづくり推進委員会 ②

認定要件

«地区まちづくり推進委員会» ※①～⑤のいずれか

- ① まちづくりセンターの区域内の町内会等で組織された団体
- ② 小学校区単位の町内会等で組織された団体
- ③ 150世帯以上の「単一の町」で組織された団体
- ④ 100世帯以上の「複数の町」で組織された団体
- ⑤ 150世帯以上の「単一又は複数の町内会」で組織された団体

※⑤は例外規定あり

«単独自治会»

- 单一又は複数の町内会等で構成された団体

39

地区まちづくり推進委員会 ③

■ちなみに

「地区まちづくり推進委員会」は、平成17年9月に浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」で、「地域の個性を活かしたまちづくり」のための一つの手法として考案された。

■住民自治組織等との協働によるまちづくりの推進

住民自治を進めるにあたっては、住民自らが主体となって地域課題の解決に向けた取り組みをすることが求められます。

そのために公民館を単位として、自治会をはじめ地域で活動する高齢者・女性・若者等の各種団体で構成する「地区まちづくり推進委員会（仮称）」の組織化を促します。この新しい住民自治組織を中心に住民が地域課題を共有するなかで、解決に向けた地域振興計画を作成し、行政との連携を図りながら計画の具現化に向けた取り組みができるよう行政においてもその環境を整えます。

(浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会『新市まちづくり計画』より抜粋。)

40

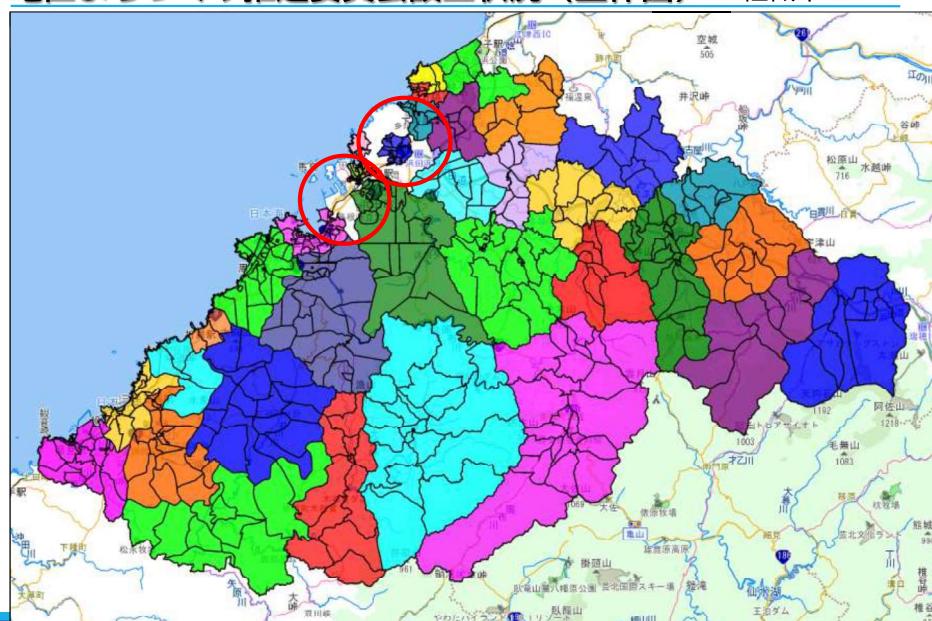
地区まちづくり推進委員会一覧

(令和3年12月1日現在・世帯数は令和3年2月1日現在)

地域	No.	団体名称	世帯数	町内数	設立
浜田	1	外ノ浦・松原まちづくり推進委員会	388	9	令和元年
	2	殿町まちづくり委員会	499	8	令和元年
	3	田町まちづくり推進委員会	211	7	平成28年
	4	えびす新町まちづくり推進委員会	111	6	平成28年
	5	片庭連合会	230	6	令和3年
	6	浜田市長沢町まちづくり推進委員会	1,701	18	平成23年
	7	みはし地域まちづくりネットワーク	2,189	33	平成25年
	8	後野町まちづくり推進委員会	168	8	平成28年
	9	佐野・宇津井地区まちづくり推進委員会	160	8	平成25年
	10	長浜地区まちづくり推進委員会	2,543	28	平成23年
	11	周布地区まちづくり委員会	2,294	36	令和3年
	12	大麻地区まちづくり推進委員会	126	3	平成21年
	13	美川地区まちづくりネットワーク	840	27	平成22年
	14	上府町まちづくり推進委員会	569	7	平成24年
	15	久代地区まちづくり推進委員会	163	4	平成28年
	16	とうがねまちづくり推進委員会	792	11	令和元年
	17	国分の里づくりネットワーク	171	3	平成29年
	18	下府町まちづくり推進委員会	685	9	平成25年
	19	宇野町・下有福町・大金町まちづくり推進委員会	278	8	平成26年

41

地区まちづくり推進委員会設立状況（全体図） 組織率：80.4%



43

地区まちづくり推進委員会一覧

(令和3年12月1日現在・世帯数は令和3年2月1日現在)

地域	No.	団体名称	世帯数	町内数	設立
金城	20	久佐地区まちづくり振興会	147	8	平成23年
	21	今福地区まちづくり委員会	225	9	平成23年
	22	美又湯気の里づくり委員会	143	8	平成23年
	23	雲城まちづくり委員会	1,059	23	平成23年
	24	波佐まちづくり委員会	222	16	令和3年
	25	小国まちづくり委員会	88	6	令和3年
旭	26	今市地区まちづくり推進委員会	680	24	平成21年
	27	木田地区まちづくり推進委員会	124	10	平成22年
	28	和田地区まちづくり推進委員会	240	10	平成22年
	29	都川地区まちづくり推進委員会	122	4	平成23年
	30	市木地区まちづくり推進委員会	131	7	平成23年
弥栄	31	弥栄のみらい創造会議	662	32	令和3年
	32	岡見地区まちづくり推進委員会	597	20	平成21年
	33	三保地区まちづくり推進委員会	798	14	平成22年
	34	白砂まちづくり委員会	118	4	平成22年
	35	三隅地区まちづくり推進協議会	853	21	平成22年
	36	黒沢まちづくり委員会	120	11	平成21年
	37	まちづくり推進委員会INO	333	18	平成21年

42

地区まちづくり推進委員会の活動事例



44

公民館のコミュニティセンター化 ①

手段の
一つ

社会教育・生涯学習の拠点である公民館に、
協働のまちづくりを推進する役割を加え、
その活動拠点として、施設の整備及び充実を図る。

(協働のまちづくり推進条例条例第22条)

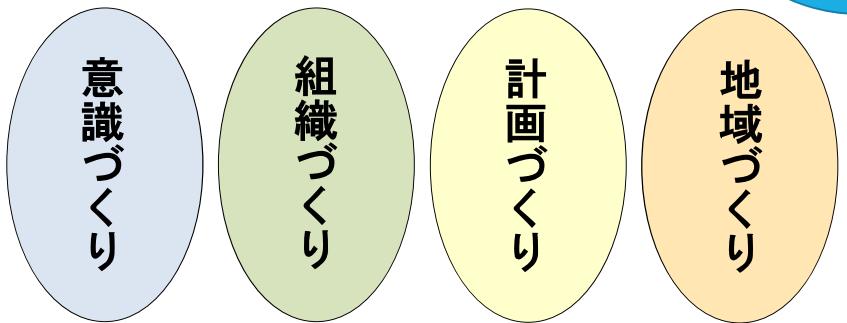


45

公民館のコミュニティセンター化 ②

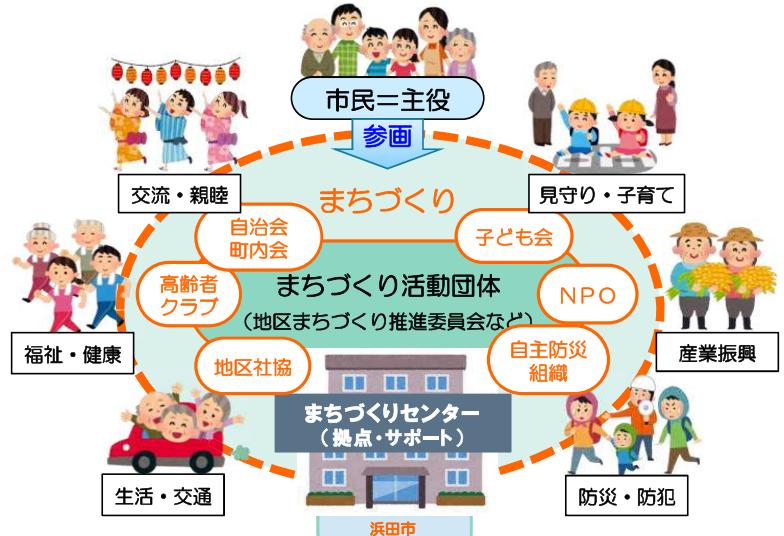
・協働のまちづくりの推進

これまで
取り組んでいる



46

協働によるまちづくりのイメージ図



47

協働ってなに？

協働 市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動すること（条例第2条第1項第1号）

〔逐条解説〕

市民と市、まちづくり活動団体と市など、複数の主体が対等な立場で連携、協力し、同じ目的のために共に考え、共に行動することを指します。

48

「協働」のポイント

- 手段であって結果ではない → プロセス
- 終わりはない → 常に協働の視点を持って
- 「ふさわしいもの」「ふさわしくないもの」がある
→ 協働することが目的になってはいけない。
- プロセスが市民力・地域力を育む
→ 時間がかかる。成果が見えにくい。すっきりしない。
- 協働は遠回りのようで近道である
→ みんなで決めて、みんなでやる。（参画（決定）、自覚、責任）

49

「まちづくり」ってなに？（再掲）

市民等（市民、事業者、まちづくり活動団体）が地域の活動に参画し、**自分たちが暮らす地域をより住みよくしていくこと**をいう。（条例第2条第1項第1号）



「まちづくり」って誰のため？

その地域にとって「本当に必要なものは何か」地域が見出す。

- ・あいさつのできる関係
- ・顔の見える関係 など

51

「協働」とは…

市民と「協働」してるなあ

と思う事業を一つ思い浮かべてください。



周りの人へ紹介（共有）してください。（ 分）

- ・協働の主体（相手）
- ・センターの役割 など

50

複雑・多様化する地域課題（再掲）

高齢化・人口減少、自然災害、地域犯罪、子育て、環境保全、一人暮らし高齢世帯・・・

1つの
部署・センター

難しい問題の増加

行政だけ
市民だけ

では対応（解決）できない課題



行政内部でも連携・協力

協働

52

浜田市の地域振興施策

①まちづくり総合交付金

地域の課題解決や特色を活かしたまちづくりを推進していくための活動財源としてまちづくり委員会及び単独自治会へ交付

地域によって異なる課題へ対応するための事業や特色ある取組を進めていくため、地域が自ら交付金の使途を決定し、主体性を持って活用することで、住民主体によるまちづくり活動が展開されるよう支援

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。
- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

交付金の交付可能額

決められた算定項目により、算出した額を合算した額

53

浜田市の地域振興施策

③地域づくり各種助成事業等

・市民協働活性化支援事業

市民が主体的に参画して行うまちづくり事業に対して、事業に要する経費の2分の1以内上限20万円を補助

・協働による持続可能なまちづくり支援事業

市民が主体となり社会的課題の解決に取り組む事業に対して必要な経費上限10万円を補助

・（一財）自治総合センター等が実施する各種助成事業

国が所管する財団法人等の事業。
宝くじの収益やモーターボート協議会からの拠出金を原資とした助成事業

55

浜田市の地域振興施策

②地域づくり振興事業

(対象事業)

○集会所施設、関連設備等整備事業

新築 必要経費の3分の1以内 限度額150万円

改修等 必要経費の3分の2以内 限度額150万円

○防犯灯設置事業

新設、全取替（老朽化）1基当たり 限度額5万円

（ポール設置等特殊事情がある場合は上限8万円）

○防災資機材等整備事業及び防災訓練等事業

自主防災組織の世帯数に応じて限度額20～60万円（世帯数に応じて）

○防犯カメラ設置事業

必要経費の3分の2以内 限度額20万円

○集落機能再編・強化事業補助金

組織統合に要する経費 限度額30万円

○地域づくり活動維持活性化事業補助金

活動に必要な備品等の購入に要する経費の3分の2以内 限度額40万円

54

浜田市の地域振興施策

④自治会の育成及びコミュニティ活動支援

・自治会活動等支援事業

(目的)

町内会・自治会が主催する活動での賠償制度を確立し、市民の皆さんのが積極的に安心して活動に参加してもらう

(補償内容)

賠償責任：（対人・対物）1億円

傷害：（死亡・後遺障害）1千万円、

入院（1日）5,000円、通院（1日）2,500円

傷害見舞費用：10万円

56